

せたな町防災行政用無線戸別受信機設置申請書兼借用書

平成 年 月 日

せたな町長 様

申請者 住所 セタナ町北檜山区

氏名 印

(電話番号) (0137) 8 -

下記のとおり、戸別受信機の設置を申請します。

記

設 置 場 所	上記の住所に同じ 異なる場合 せたな町
※受 信 機 番 号	
※戸 別 番 号	
※外部アンテナ	有 ・ 無

※は役場で記入いたしますので、記載する必要はありません。

維持管理の留意事項

- 1 戸別受信機は、決められた使用方法により、常に良好な状態で維持管理すること。また、乾電池の交換は各自で行ってください。
- 2 戸別受信機を他人に譲渡、転貸若しくは担保に入れたりしないこと。
- 3 戸別受信機を使用中、異常を発見したとき、機器の損壊、全部又は一部を紛失した場合は、直ちに町長に報告すること。
- 4 転出、死亡及び世帯合併をして設置世帯がなくなった場合若しくは北檜山区外に転居の場合は、住民異動届け出時に、戸別受信機を返還又は交換すること。